

令和元年（ワ）第172号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治ほか7名

被告 久和進ほか4名

第4準備書面

— 求釈明の申立て —

2019年12月13日

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



ほか

被告ら及び北陸電力の令和元年9月20日付答弁書を受け、原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、以下の釈明を求める。

第1 「原発事故のリスク」（答弁書第3章、第2の1(1)）について

1 原発事故のリスク評価（答弁書19頁）について

被告ら及び北陸電力は、「重大事故のリスク評価すら行っていない」などとする原告らの主張は事実と反すると主張する（答弁書19頁）。そこで、「安全性向上対策」が講じられた本件原発において重大事故¹の発生に至る可能性の有無及び可能性がある場合にはその確率を明らかにされたい。

2 福島第一原発事故を踏まえた安全強化策（答弁書22頁）について

被告ら及び北陸電力は、本件原発については福島第一原発事故を踏まえた安全強化策を実施したとし、これにより「同事故のような事態」が発生することはないと断言する（答弁書22頁）。

¹核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故

ここで、福島第一原発では、①外部電源を喪失した後、②全交流電源を喪失し、③1号機から3号機までいずれも核燃料の冷却に失敗し、④1号機と3号機は原子炉建屋が水素爆発し、⑤2号機は爆発こそしなかったが格納容器ベントに失敗して（おそらく格納容器が損壊して）放射性物質を大量放出し、⑥放射性物質は原発から少なくとも200キロメートル先まで飛散し、⑦1号機から3号機の核燃料はいずれもメルトダウンし、⑧いずれの核燃料も圧力容器の下部を突き破って格納容器の底に溶解落ち、⑨格納容器内から海に流出した水により沿岸から外海まで放射性物質に汚染されるなど、様々な事態が順に発生している。

そこで、被告ら及び北陸電力が本件原発では発生することがないと断言する「同事故のような事態」とは、具体的にはどのような事態（上記①ないし⑨のどの段階）のことか、明らかにされたい。

第2 「使用済核燃料を発生させること」（答弁書第3章、第2の1(2)）について

- 1 使用済核燃料の再処理工場の稼働見通しが立っていない現状において、本件原発を再稼働する場合には使用済核燃料の一時保管量が増えることを想定しなければならない。

そこで、北陸電力は、本件原発稼働により発生する使用済み核燃料をいつ中間貯蔵施設に搬出すると想定しているのか、明らかにされたい。

- 2 使用済核燃料を中間貯蔵施設に搬出するまでの間は、使用済核燃料を本件原発の原子炉建屋内にある貯蔵施設（核燃料プール）内に保管することになるが、核燃料プールに貯蔵し続けた場合、何年程度で貯蔵容量の上限に達することが見込まれるか（何年で一杯になるか）、明らかにされたい。
- 3 使用済核燃料を原子炉建屋内にある貯蔵施設（核燃料プール）内に保管する場合の1年当たりの費用を明らかにされたい。

併せて、使用済核燃料を中間貯蔵施設において保管する場合の1年当たりの費用についても明らかにされたい。

第3 「回収の見通しが立たない膨大なコスト」(答弁書第3章, 第2の1(3)) について

1 志賀原発2号機の安全対策費(答弁書24頁)について, 幅のある金額ではなく, 具体的に回答されたい。

志賀原発2号機の安全対策がどれだけのコストがかかる事業であるかを, 株主に対して詳細に明らかにすることは, 会社の責務のはずである。

2 被告ら及び北陸電力は, 志賀原発2号機の安全対策費として1千億円台の後半を見込んでいること及び北陸電力が本件原発において特定重大事故等対処施設²の設置を予定していることを認めている(答弁書24頁)。

そこで, 本件原発において設置予定の特定重大事故等対処施設及び工事計画の内容, 工事費用並びに当該費用が上記「1千億円台の後半」に含まれているか否かを明らかにされたい。

3 北陸電力は, 志賀原発1号機については, 原子力規制委員会に対し審査の申請をしていないが, いつ申請をする予定か, また, いつからいつまでの何年間, その間の稼働率何%で運転できるものと計算して, 採算がとれると判断しているのかを明らかにされたい。

なお, 志賀原発1号機と同じ出力50万キロワット級の東北電力女川1号機や九州電力玄海2号機で採算が見込めないとして廃炉が決まっている。

4 東日本大震災から8年以上経過し, その間, 安全対策費の大幅な増加等の要因により, 原子力発電のコストの考え方は大きく変わってきている。現状では, 志賀原発における原子力発電の発電コストは何円/kwであると試算しているか。その試算方法(算定の際に考慮した費目の内訳, 各費目の金額及び金額の算定根拠)とともに明らかにされたい。

同じく, 火力, 水力, 風力, 太陽光発電の各発電方法の発電コストは何円/

²故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより, 炉心の損傷が発生するおそれがある場合などに対し, 放射性物質の放出を抑制するための施設

k wであると試算しているか。その試算方法（算定の際に考慮した費目の内訳、各費目の金額及び金額の算定根拠）とともに明らかにされたい。

- 5 北陸電力は、志賀原発1号機、2号機それぞれについて、いつまで運転を行う計画なのか。また、運転が終了すれば廃炉にすることとなるが、廃炉に必要な費用をいくらかと見込んでいるのかを可能な限り具体的な内訳とともに明らかにされたい。

第4 「再生可能エネルギー導入の機会損失」（答弁書第3章、第2の1(4)）について

- 1 被告ら及び北陸電力は、「平成30年7月3日に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、原子力発電について、『運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。』（乙7の19頁）とされている。」と主張する（答弁書27頁）。

ベースロード電源とは、「発電（運転）コストが、低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源」（乙7の17頁）とのことであるが、本件原発は、2011年以降運転を停止しており、同年以降、「重要なベースロード電源」であるとする原発による電力供給がゼロであったことになる。

そこで、本件原発が運転を停止したことにより北陸電力の電力供給にいかなる問題が生じたのかを検討したことがあるのか否か、検討したことがある場合、その検討結果をすべて明らかにされたい。

- 2 1において、電力供給に問題が生じたとの検討結果が出たとする場合、ベースロード電源とされる各種電源それぞれの発電電力量構成割合（自社小売需要に対する構成比）をどのように設定すれば問題が生じないか検討したことはあるか、検討したことがある場合、その検討結果をすべて明らかにされたい。

第5 「電力供給に問題はないこと」（答弁書第3章、第2の1(5)）について

1 被告ら及び北陸電力は、「補助参加人における予備率7ないし8パーセントの状況は、予備力40万キロワット程度に過ぎず、『電力供給には全く問題がない状況である。』（訴状11頁）とはいえない。」と主張する（答弁書28頁）。

そこで、北陸電力の考える電力供給に問題がない予備率は何パーセントか。その根拠とともに明らかにされたい。

2 北陸電力管内において、2018年度夏及び冬、2019年度夏の各時期における予備率が最小となった日の各発電施設の稼働状況（割合）について、発電施設ごとの最大稼働能力及び実績値を示して明らかにされたい。

第6 「世論と北陸電力の社会的責任」（答弁書第3章、第2の1(6))について

被告ら及び北陸電力は、「(6) 世論と北陸電力の社会的責任」に対する認否（答弁書28頁）において、第1文（訴状12頁8、9行目）及び北陸電力が電気事業等を営む株式会社であることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争うとしているが、第2文（訴状12頁9ないし12行目）の下記①から③の事実ないし主張について否認ないし争う趣旨か、個別に明らかにされたい。

- ① 北陸電力は、市民生活及び企業活動に欠かせない電気を供給する、北陸地方を代表する会社であること
- ② 北陸電力は、世論を無視することは許されないこと
- ③ 北陸電力は、持続可能な開発を行うことが社会的責任として要請されること

以上